

入札告示書

下記のとおり、一般競争入札を行うので、告示します。

令和 7 年 10 月 27 日

札幌市清田区民センター運営委員会
委員長 伊藤 昭夫

記

1 契約担当部局

〒 004-0841 札幌市清田区清田 1 条 2 丁目 5-35
札幌市清田区民センター運営委員会事務局
電話 011-883-2050 FAX 011-883-2237

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 7 年度清田区民センター駐車場除排雪業務

(2) 調達件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 (2025) 年 12 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「除雪サービス業」小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (7) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書を交付する場所

上記1の場所及び札幌市清田区民センターホームページで入手できる。

（札幌市清田区民センターホームページ<https://kiyota.kumin-c.jp>）

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの毎日、8時45分から17時00分までとする。

(2) 入札書の提出場所及び提出方法

上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和7年11月11日（火）17時00分（送付による場合は必着）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年11月12日（水）14時00分

札幌市清田区民センター1階 視聴覚室（札幌市清田区清田1条2丁目5-35）

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に掲げる場所。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会会計規程第31条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 詳細は入札説明書による。